



佐賀県公報

平成19年
3月22日
(木曜日)
号 外

目次

選挙管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 佐賀県知事選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間 (告 示・一九) 一
- 佐賀県知事選挙の執行期日 (" "・二〇) 一
- 佐賀県知事選挙の選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の選任 (" "・二一) 一
- 佐賀県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (" "・二二) 二
- 佐賀県知事選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 (" "・二三) 二
- 佐賀県知事選挙において候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (佐賀県知事選挙選挙長告示・二) 二
- 佐賀県知事選挙において選挙会の選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体の属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時 (" "・二二) 二
- 佐賀県知事選挙の選挙会の場所及び日時 (告 示・二四) 二
- 地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (" "・二五) 三

○ 選挙管理委員会事項

○佐賀県議会議員選挙において選挙長が事務を行う場所 (" "・二六) 三

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十九号

平成十九年四月八日執行予定の佐賀県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十九年三月二十一日。ただし、年齢については、平成十九年四月八日

二 登録を行う日

平成十九年三月二十一日

三 縦覧に供する日

平成十九年三月二十二日

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十号

佐賀県知事の任期満了に伴う選挙を平成十九年四月八日に執行する。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十一号

平成十九年四月八日執行の佐賀県知事選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙長

住所 唐津市和多田先石九番三号

氏名 松尾 紀男

二 選挙長の職務を代理すべき者

住所 佐賀市新生町四番五五号

氏名 山田 昭子

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十九年四月八日執行の佐賀県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、二九、〇五四、二〇〇円である。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十三号

平成十九年四月八日執行の佐賀県知事選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成十九年三月二十三日 午後五時三十分

二 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

●佐賀県知事選挙選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の佐賀県知事選挙において、候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事選挙

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年四月六日 午後一時三十分

●佐賀県知事選挙選挙長告示第二号

平成十九年四月八日執行の佐賀県知事選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事選挙

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成十九年四月十一日 午前九時

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十四号

平成十九年四月八日執行の佐賀県知事選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（正庁）
 二 日時 平成十九年四月十一日 午前十時

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一の数を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八七〇人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、二四三人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
佐賀市	四三、二〇一人
唐津市	二〇、八五六人
鳥栖市	一六、九七七人
多久市	六、一八二人
伊万里市	一五、六四四人

武雄市	九、〇〇九人
鹿島市	八、五九六人
小城市	一、二、二〇二人
佐賀郡	一九、八一四人
神埼郡	一三、六六九人
三養基郡	一四、七一九人
東松浦郡	一六、五五三人
西松浦郡	五、九一六人
杵島郡	一六、九五三人
藤津郡	一〇、八六六人

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十九年四月八日執行予定の佐賀県議会議員選挙において、選挙長が事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 三月三十日

選挙区	事務を行う場所
佐賀市、小城市、佐賀郡、鳥栖市、神埼市・神埼郡、三養基郡	佐賀県庁（大会議室）
唐津市・東松浦郡、多久市	唐津市役所（議場棟第二委員会室）
伊万里市、西松浦郡	伊万里市役所（第三会議室）
武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡	武雄市役所（三階会議室）

二 三月三十一日以後 佐賀県庁（選挙管理委員会事務局）

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月二十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています